

岡山県建設工事成績評定及び通知要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県農林水産部、土木部及びその他知事が特に認める機関が発注する建設工事（以下「工事」という。）の技術水準の向上、品質の確保及び請負業者の指導育成を図ることを目的として、工事の成績評定（以下「評定」という。）及び評定の結果の通知（以下「通知」という。）に関して必要な事項を定める。

(評定の対象)

第2条 評定及び通知は、前条に掲げる工事のうち最終の請負代金額が500万円以上の工事を対象として実施する。なお、別表1に示す工事については、評定を省略する。ただし、工事の内容により、評定及び通知を行うことが特に必要であると認められる場合には、当該工事を評定及び通知の対象に加えることとする。

(評定者)

第3条 評定を実施する者（以下「評定者」という。）は、監督員、担当課長等、検査員の3者が行う。ただし、これによりがたい場合は、工事を発注した所属長が別途指定するものとする。

- 2 監督員とは、当該工事について岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第16条第2項の規定により契約担当者から委任を受けた者をいう。
- 3 担当課長等とは、当該工事を所管する県民局農林水産事業部、建設部又は出先機関の課長若しくは班長又は本庁の班長その他これらに類する者をいう。
- 4 検査員とは、岡山県工事検査規程（昭和41年岡山県訓令第16号）第3条の規程による工事の検査を行う者をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事の検査又は監督員により確認した事項に基づき、工事ごとにしゅん功検査の完了後に実施する。

- 2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は、別記様式第2「細目別評定点採点表」により行うものとする。
- 4 評定結果は、別記様式第3「建設工事成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定表の提出等)

第5条 評定者は、評定を実施した後、評定表を遅滞なく知事又は県民局長等（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

- 2 知事等は、前項の規定により評定表の提出を受けたときは、別記様式第4「建設工事成績評定結果通知書」により当該評定の結果を速やかに当該工事の請負者（以下「請負者」という。）に通知する。

(評定の修正)

第6条 評定者は、前条の規定により評定の結果を通知した後においてかしが判明したことで等により、当該評定を修正する必要があるときは、速やかにこれを修正し、知事等に提出するものとする。

2 前条第2項の規程は前項の場合において準用する。

(説明の請求)

第7条 前2条の規程による評定の結果の通知を受けた請負者は、知事等に対して評定点について説明を求めることが出来る。

2 前項の規定による説明の請求は、評定の結果の通知を受け取った日から起算して14日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)以内に書面により行わなければならない。

3 前項の規定による書面の提出先は、工事を発注した本庁担当課又は県民局農林水産事業部、建設部もしくは出先事務所等の長あてとする。

(説明の請求に対する回答)

第8条 知事等は、前条の規定による説明を求められたときは、求められた内容についての回答を別記様式第5「建設工事成績評定結果説明書」により速やかに行わなければならない。

2 知事等は、前項の規定により回答するときは、回答する内容について建設工事成績評定評価委員会に意見を求めることが出来る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、評定及び通知に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附則

平成28年2月15日 考査項目別運用表に港湾工事を追加

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 評定を省略する工事

<p>(1) 工事目的物を伴わない建設工事 撤去のみの工事（旧橋撤去、仮設防護柵撤去、土砂（残土・崩土）撤去等）、掘削（堆積物の掘削など単純な維持管理的な工事）のみの工事</p>
<p>(2) 簡易な維持修繕工事等 道路照明、排水ポンプ等の既存施設の部品交換のみの簡易な維持修繕工事等</p>
<p>(3) 災害復旧及び災害の防止のため速やかな施工が求められる応急的又は緊急的に行う工事</p>

工 事 成 績 採 点 表

平成 年 月 日 作成
 岡山県 県民局建設部

工 事 名	契約金額(最終)		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		平成 年 月 日								
	完成年月日	検査員(完成)	工期	検査員(既済・中間)	検査員(既済・中間)	検査員(完成)							
請負者名			担当課長等										
検査項目	細 別	監督員			職・氏名								
		a	b	c	d	e	a1	a2	b1	b2	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10							
		+3.0	+1.5	0	-5.0	-10							
	II. 配置技術者	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10							
		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0						
2. 施工状況	I. 施工管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0						
		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0						
	II. 工程管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0						
		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0						
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0							
		+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0							
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+20.0	~	0				
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0	~	0									
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0		
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		士 点			士 点			士 点			士 点		
評定点計		① 点			② 点			③ 点			④ 点		
評定点計		〇既済部分(中間)検査があった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2) = 点			〇既済部分(中間)検査がなかった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2) = 点			〇既済部分(中間)検査がなかった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2) = 点			〇既済部分(中間)検査がなかった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2) = 点		
7. 法令遵守等		※7			点			点			点		
評定点合計		※8			点			点			点		
所 見		※5			(担当課長等)			(検査員)					

※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加減点合計) = 評定点
 各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて担当課長等が評価するものとする。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき利益がもたらされた場合に評価する項目である。4., 5., 6.は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
 ※4 所見は必ず記載する。
 ※5 各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表(別紙1~1別紙4)により、工事成績検査項目評価シートに記入する。
 ※6 法令遵守等の評価は、担当課長等が行う。
 ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
 ※8

細目別評定点採点表

項目	細目	① 監督員	② 担当課長等	③ 検査員 (既済・中間)	④ 検査員 (完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(1.0)×0.4+2.9= 3.3 点				/	3.3 点
	II. 配置技術者	(3.0)×0.4+2.9= 4.1 点				/	4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5 点		()×0.4+6.5= 点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5 点	/	13.0 点
	II. 工程管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5 点	(2.0)×0.2+3.2= 3.6 点			/	8.1 点
	III. 安全対策	(5.0)×0.4+2.9= 4.9 点	(3.0)×0.2+3.3= 3.9 点			/	8.8 点
	IV. 対外関係	(2.0)×0.4+2.9= 3.7 点				/	3.7 点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(4.0)×0.4+2.8= 4.4 点		()×0.4+6.5= 点	(10.0)×0.4+6.5= 10.5 点	/	14.9 点
	II. 品質	(5.0)×0.4+2.9= 4.9 点		()×0.4+6.5= 点	(15.0)×0.4+6.5= 12.5 点	/	17.4 点
	III. 出来ばえ			()×0.4+6.5= 点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5 点	/	8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		(20.0)×0.2+3.3= 7.3 点			/	7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(7.0)×0.4+2.9= 5.7 点				/	5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		(10.0)×0.2+3.2= 5.2 点			/	5.2 点
7. 法令遵守等			()×1.0= 点			/	100点

* 既済 (中間) 検査があった場合 (①+②+③)×0.5+④×0.5) =細目別評定点 (既済、中間検査が2回以上の場合は、③を平均する。)

* 既済 (中間) 検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点

* 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

建設工事成績評定表

平成 年 月 日

(課・局・事務所名)

県民局建設部

工 事 番 号			
工 事 名			
業 種			
契 約 金 額	当 初	円	
	最 終	円	
工 期	当 初	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	最 終	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
完 成 年 月 日	平成 年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日		
請 負 者			
現 場 代 理 人 氏 名			
主任又は監理技術者氏名			
完成検査検査員職氏名			印
評 定 点 計			点
法 令 遵 守 等			点
評 定 点 合 計			点

〒
(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

県民局長

印

建設工事成績評定結果通知書

貴者が受注した工事について、岡山県建設工事成績評定及び通知要領に基づき、評定結果を通知します。

なお、評定の結果については、この書面を受け取った日から起算して14日（「休日」を除く。）以内に、当職に対して書面により、説明を求めることができます。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は右記のとおりです。

記

- 1 工事名及び工事番号
- 2 業 種
- 3 工 期
- 4 完成検査年月日
平成 年 月 日
平成 年 月 日
から
まで
- 5 評 定 点
項目別評定点は
別表1のとおり
- 6 現 場 代 理 人 等
現場代理人
○○技術者
- 7 説明請求書類送付先
〒 (住所)
- 8 手続き問い合わせ先
〒 (住所)

県民局 建設部長 あて

県民局 建設部建設企画課

T E L

内線

別表 1

項目別評定点

工事番号：

工事名：

1. 施工体制	I. 施工体制一般	／	3.3 点
	II. 配置技術者	／	4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／	13.0 点
	II. 工程管理	／	8.1 点
	III. 安全対策	／	8.8 点
	IV. 対外関係	／	3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／	14.9 点
	II. 品質	／	17.4 点
	III. 出来ばえ	／	8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／	7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／	5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／	5.2 点
7. 法令遵守等			
評定点合計		／	100.0 点

平成 年 月 日

4 説 明 項 目

〒
(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

県民局長 印

建設工事成績評定結果説明書

平成 年 月 日付け により、貴者より請求の
 ありました工事の成績評定結果に対する説明請求について、次のとおり
 回答いたします。

記

- 1 工事名及び工事番号
- 2 業 種
- 3 工 期

平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで
- 4 完成検査年月日

平成	年	月	日
----	---	---	---

説 明 項 目	説 明
① 施工体制	
② 工事実施状況	
③ 出来形及び品質・出来ばえ	
④ その他	